

多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校 教育後援会 個人情報の取り扱いに関する規定

(目 的)

第1条 この規定は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、学園が定める「学校法人田村学園個人情報保護規程」(以下「規程」という。)及び本校が定める「多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校個人情報保護方針」(以下「方針」という。)に基づき、本会会則第7章第23条の定めにより、教育・後援活動等の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定における用語の定義は、個人情報保護法第2条によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)「個人情報」とは、次に掲げる者に関する情報であつて、氏名、生年月日そのほかの記述等により特定の個人を識別することができるもののうち、本会が会務運営上取得又は作成した全ての情報をいう。

ア 教職員等及び生徒である者

イ 教職員等及び生徒であった者

ウ 前ア・イに定める者のうち生徒保護者、家族親族等

(責 務)

第3条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報管理者の設置)

第4条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報管理責任者を置く。

2 管理責任者は、会長及び事務長等とする。これにより難しい場合は名誉会長が定める。

(利用目的及び取得の制限)

第5条 個人情報の取得及び利用にあたり、本会は、その利用の目的をできる限り具体的、個別に明示したうえで、広く社会一般に適正と認識される手段により取得し、取得した個人情報は明示した利用目的の範囲内で利用する。

2 個人情報を取扱う会員は、取得した個人情報の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてこれを行ってはならない。

3 個人情報を取扱う会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。なお、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて個人情報を取扱ってはならない。

- 4 個人情報を取扱う会員は、偽り、その他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 5 個人情報を取扱う会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又公表しなければならない。

(安全管理)

第6条 管理責任者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、会員に個人情報を取扱わせる場合は、安全管理が図られるように、その取扱いについての権限を明確にしたうえで、その業務を行わせるように指示監督しなければならない。
- 3 個人情報を取扱う会員は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(外部委託の適正管理)

第7条 本会は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるように、必要かつ適切な措置の内容を委託契約において明確化し、委託先における安全管理措置に対しても必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の適正管理)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 2 本会は、個人情報を第三者に提供するにあたっては、次に掲げる措置の内容を明確化しなければならない。
 - (1) 提供先において、その従業者に対し当該個人情報の取り扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。
 - (2) 提供先において、当該個人情報の取扱いの再提供を行うにあたっては、あらかじめ書面をもって本会の了承を得るように課すこと。
 - (3) 提供先における保管期間を明確化すること。
 - (4) 利用目的達成後の個人情報の返却又は提供先における情報の廃棄もしくは削除が適切かつ確実になされること。
 - (5) 提供先における個人情報の複写及び複製を禁止すること。
 - (6) 提供先において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合における本会への報告義務を課すこと。
 - (7) 提供先において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合における提供先の責任が明確化されていること。

(情報開示)

第9条 本会は、本人から、当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、特段の

理由に抵触しない限り、本人に対し、遅滞なく当該個人情報を開示しなければならない。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた個人情報の一部又は全部について開示しないときは、本人に対し、その理由を通知しなければならない。

(訂正等)

第10条 本会は、本人から、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正」という。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき、又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その理由を付してその旨を通知しなければならない。

(請求及び苦情の処理)

第11条 本会は、個人情報の取扱いに関する請求及び苦情について、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

(罰則)

第12条 この規定に違反した学校会員に対しては、学園の就業規則に基づき懲戒する。

2 この規定に違反した会員に対しては、本部役員会における協議によりその対応を決する。

(委任規定)

第13条 この規定の施行に関し必要な事項は、細則等により会長及び名誉会長が定めることができる。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、総会の議を経て、会長が行う。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。